

岩手県告示第489号

平成23年7月15日付け岩手県報第11081号登載保安林の指定施業要件の変更（平成23年岩手県告示第436号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成23年8月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更した森林に係る通知の要旨

- (1) 指定施業要件を変更した森林の所在場所 下閉伊郡岩泉町大川字下外山43の69、字上外山84の55
- (2) 所在が不明である通知の相手方 合資会社健康社

2 通知の内容を掲示した場所 岩泉町役場